

浜見保育園園児アスベスト健康被害対策について

浜見保育園アスベスト事案に対する今後の対応について、平成30年8月7日の藤沢市石綿関連疾患対策委員会、9月10日の子ども文教常任委員会及び9月22日の園児・保護者説明会において本市の考え方を示し、いただいたご意見等を踏まえ、浜見保育園園児アスベスト健康被害対策の制度を決定しました。

1 市議会（平成30年9月）への報告内容

浜見保育園アスベスト事案に対する本市の考えとして、昭和47年4月から平成19年8月までの期間のうち、原則として吹付けアスベストの囲い込み期間を除く期間に在園した園児を対象として、次の制度（案）を報告しました。

（1）検診制度（レントゲン撮影機会、読影等）

検診に関する説明会を開催し、検診や補償等の制度を説明するほか、レントゲン撮影機会を提供します。なお、当該撮影機会へ参加した場合、検診手当と交通費として4千円を支給します。

読影については、検診相談部会を最低年1回は開催し、当該年の定期健診時等に撮影した胸部X線写真を活用し、アスベスト関連疾患等の有無について判定します。なお、読影に使用する胸部X線写真の取得に要した費用は、本市が負担します。

（2）補償・給付制度

申請があった場合は、申請から2カ月以内に認定部会を開催し、医療機関等の診断書、職歴、家族歴、居住歴等の資料、専門家による対象者に係る調査資料により、当該疾患が、浜見保育園におけるアスベストのばく露に起因するものなのか、職業上のばく露による発症等、明らかかなほかの原因があるのかなどの判断を行います。

その結果、本事案に起因性がある場合は、補償として、治療費、休業補償及び葬祭費等を支払います。

また、本事案に起因性が認められなかったが、発症に際して本事案が寄与している可能性も完全に否定できない状況で、他の発症原因が考えられない場合には、給付金として100万円を支給します。

（3）見舞金制度

保育課において在園の確認を行い、見舞金として1万円を支給します。

2 主な意見と対応

9月の子ども文教常任委員会及び園児・保護者説明会等においていただいた主な意見と対応については、次のとおりです。

主な意見	対応
名簿がない期間の園児をどのように捜すのか。	昭和47年の開園から平成19年の発生源の除去までの期間の園児について、広報やホームページ等での情報発信により情報収集に努め、在園管理台帳の整備を行います。
対象者への周知が積極的ではない。	藤沢市のホームページのトップページから、当面、浜見保育園アスベスト事案に関する情報にアクセスできるようにしました。 また、新聞等への広告掲載や病院等へのポスター張りも検討しています。
客観的な在園の証拠を自分で持っていない場合はどうするのか。	在園名簿が存在しないことなどにより、在園したことの特定が困難な場合に備えて、複数の証言により特定するなどの基準を予め定めます。
海外にいる場合は、検診をどうしたら良いのか。	海外など、本市から遠い場所に居住している園児も含め、計画的に検診を受けられるよう、予め検診計画を策定し、アスベストニュースレター等で周知します。
精神的な疾患になった場合は、補償の対象になるのか。	これまでも、検診の際に臨床心理士による面談を実施していますが、補償の対象にするのかについては、今後、藤沢市石綿関連疾患対策委員会とも協議してまいります。

3 決定した健康被害対策の内容

別紙のとおり、藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害対策実施要綱としてまとめ、健康被害対策を決定しました。

基本的な内容については、市議会（平成30年9月）で報告した本市の考えと変更はありませんが、上記2「主な意見と対応」でまとめた内容を踏まえて、次の項目を追加しました。

- | | |
|------------------|----------|
| (1) 在園管理台帳の整備 | 要綱第4条 |
| (2) 在園に係る確認基準の策定 | 要綱第5条 |
| (3) 検診計画の事前策定 | 要綱第8条第2項 |

決定した対策制度の主な内容は、次のとおりです。

在園期間	ばく露事態	検診	補償・給付	見舞金
昭和47年4月 ～ 昭和59年10月	吹付けア スベスト 露出期間	1 検診計画の策 定及び周知 2 検診等の説明 会、個別相談 会の開催 3 胸部X線写真 の取得（撮影 機会の提供） 4 検診相談部会 による読影を 実施	1 発症の申出 2 専門家によ る調査資料 作成 3 認定部会で 起因性を判 定 4 決定通知書 の発送 5 口座へ振込	1 申請 2 保育課で対 象者か判定 3 決定通知書 の発送 4 口座へ振込
昭和59年11月 ～ 昭和60年2月	改修工事 期間			
平成16年4月 ～ 平成18年2月	雨漏りと 天井板外 し等の期 間			
平成11 年4月 ～ 平成16 年3月	在園 1年 越え 在園 1年 以下	雨漏りの みの期間	リスクが低いため、制度の対象外	

次の期間は、囲い込み期間のため、リスク評価の対象外です。

昭和60年3月 ～ 平成11年3月	改修工事 後～雨漏 り前	検診、補償・給付、見舞金の対象外だが、情報提供は行う。
平成18年3月 ～ 平成19年8月	防水工事 後～除去 完了	

4 今後のスケジュール（予定）

- 平成30年12月 市議会定例会に補正予算案を提出
検診等の説明会を開催
- 平成31年 1月 健康被害対策の周知を開始
検診案内や見舞金の支給案内を送付
胸部X線写真の取寄せを開始
- 2月 レントゲン撮影機会を提供
見舞金の支給を開始
- 3月 胸部X線写真を検診相談部会が読影

以上

（事務担当 子ども青少年部保育課）

藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害対策実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 検診（第8条～第12条）
- 第3章 補償・給付（第13条～第18条）
- 第4章 見舞金（第19条～第24条）
- 第5章 補則（第25条～第28条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、昭和47年4月から平成19年8月までの期間（以下「対象期間」という。）において、藤沢市立浜見保育園（以下「保育園」という。）でアスベスト飛散による健康被害の疑いが生じていることに伴い、対象期間の入所園児（以下「園児」という。）を対象に本市が実施する健康被害対策（以下「対策」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（委員会）

第2条 市長は、対策を実施するに当たって必要な事項について、藤沢市石綿関連疾患対策委員会（以下「委員会」という。）と協議の上、対策を策定し実施するものとする。

（対象期間の区分）

第3条 対象期間は、次のとおり区分する。

- （1）昭和47年 4月～昭和59年10月 吹付けアスベストが露出
- （2）昭和59年11月～昭和60年 2月 改修工事
- （3）昭和60年 3月～平成11年 3月 囲い込み期間
- （4）平成11年 4月～平成16年 3月 雨漏り
- （5）平成16年 4月～平成18年 2月 雨漏り・天井板外し等
- （6）平成18年 3月～平成19年 8月 囲い込み期間（防水工事から除去まで）

（在園管理台帳）

第4条 市長は、園児の氏名、生年月日、在園時の住所、現在の住所、電話番号等の連絡

先、保育園在園期間、既往歴及び保護者氏名を記載した在園管理台帳（第1号様式）を整備し、永年保存するものとする。

（園児の確認）

第5条 市長は、在園当時の名簿が存在しないことなどにより、在園したことの特定が困難な場合は、在園確認申出書（第2号様式）及び在園を証明する資料の提出を求め、別に定める在園に係る確認基準により判定するものとする。

（情報提供）

第6条 市長は、ニュースレター及びホームページ等により、園児に対して情報提供に努めるものとする。

（健康相談）

第7条 市長は、園児のうち希望者に対して、藤沢市石綿関連疾患検診・健康相談部会（以下「検診相談部会」という。）により、健康相談及び心理相談を実施するものとする。

第2章 検診

（対象者）

第8条 検診の対象者は、第3条第1号、第2号、第4号（ただし、在園期間が1年以下の場合を除く。）及び第5号に規定する期間に在園した園児のうち、検診実施時点において在園の初年から20年以上経過し、かつ、20歳以上のもの（以下「検診対象園児」という。）とする。

2 市長は、あらかじめ検診計画を策定し、周知を行い、海外等の本市から遠い場所に居住している検診対象園児に対しても、計画的に検診が受けられるよう、配慮するものとする。

（胸部X線写真の取得）

第9条 市長は、検診対象園児に対し検診実施案内を送付し、検診対象園児のうち、検診を受けようとするものは、市長に受診することを申し出るものとする。

2 読影に使用する胸部X線写真は、検診対象園児が当該年の職場等の健診時等に撮影したものを使用することとし、市長は当該胸部X線写真を検診対象園児又は医療機関等から取得するものとする。

3 前項の規定による取得ができない場合は、市長は、検診対象園児に対しレントゲン撮影機会を提供し、胸部X線写真を取得するものとする。

(読影及び判定)

第10条 前条第2項及び第3項において取得した胸部X線写真については、最低年1回、検診相談部会を開催し、読影を行い、胸膜プラーク（肥厚斑）及び肺がんの有無について判定する。

2 市長は、検診相談部会によって判定した結果について、判定後1カ月以内に、検診相談部会が作成した画像診断報告書により検診対象園児へ通知するものとする。

(費用負担)

第11条 第9条第2項における、市長に提出するための胸部X線写真の取得等に要した費用については、市が負担するものとする。

2 市長は、検診対象園児のうち第9条第3項における撮影機会においてレントゲン撮影を行った者に対し、検診手当及び交通費として、一律4,000円を支給するものとする。

(費用の申出)

第12条 前条第1項の費用については、医療機関等への支払いは医療機関等からの請求書により、検診対象園児への支払いは市長が指定する日までに提出された、検診対象園児からの胸部X線写真取得費用申出書（第3号様式）及び領収書等によって支出する。

2 前条第2項の費用については、検診終了時に検診対象園児から提出されたアスベスト関連疾患検診受診報告書（第4号様式）によって支出する。

第3章 補償・給付

(対象者)

第13条 補償・給付の対象者は、第3条第1号、第2号、第4号（ただし、在園期間が1年以下の場合を除く。）及び第5号に規定する期間に在園した園児のうち、アスベスト関連疾患を発症したもの（以下「補償・給付対象園児」という。）とする。

(補償・給付)

第14条 藤沢市石綿関連疾患認定部会（以下「認定部会」という。）において、補償・給付対象園児のアスベスト関連疾患（中皮腫、原発性肺がん、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水及びその他世界保健機関（WHO）の一機関の国際がん研究機関（IARC）がアスベスト関連疾患と認めるもの。以下同じ。）が保育園におけるアスベスト事案に起因するものと認定された場合は、補償金を支払うものとする。

2 認定部会において、補償・給付対象園児のアスベスト関連疾患が保育園におけるアスベスト事案に起因性が認められないと認定されたものの、発症に際して当該事案が寄与している可能性も完全に否定できない状況で、他の発症原因が考えられない場合は、給付金を支払うものとする。

(補償・給付の内容)

第15条 補償金の内容は次のとおりとし、支払いの額については別に定める基準によるものとする。

- (1) 治療費
- (2) 休業補償
- (3) 葬祭費
- (4) 弔慰金
- (5) 遺族補償

2 給付金の額は、1,000,000円とする。

(補償・給付の申出手続き)

第16条 補償・給付対象園児で補償・給付を受けようとする者は、アスベスト健康被害対策補償・給付申出書(第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 医療機関等の診断書
- (2) 職歴・家族歴・居住歴申出書(第6号様式)
- (3) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項第2号の職歴・家族歴・居住歴申出書による本人同意の取得により、補償・給付対象園児又はその親族からの聞き取り調査を弁護士等の専門家に依頼し、補償・給付対象園児に係る調査資料を作成するものとする。

(補償・給付の認定)

第17条 市長は、前条の規定により、申出があったときは、受領後2カ月以内に認定部会の開催を依頼するものとする。

2 認定部会による認定は、別に定めるアスベスト起因性認定基準によるものとする。

(補償・給付の決定)

第18条 市長は、前条による認定結果に基づき、補償・給付に係る決定を速やかに行い、アスベスト健康被害対策補償・給付決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

る。

第4章 見舞金

(対象者)

第19条 見舞金の対象者は、第3条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する期間に在園した園児（以下「見舞金対象園児」という。）とする。

(見舞金)

第20条 見舞金対象園児に対し、アスベスト関連疾患発症のおそれによる不安な思い、及び事案発生から対策構築まで長期間を要したこと等により、見舞金を支払うものとする。

(見舞金の額)

第21条 見舞金の額は、10,000円とする。

(見舞金の申請手続き)

第22条 見舞金の支給を受けようとする見舞金対象園児は、本人確認書類を添付して、アスベスト健康被害対策見舞金申請書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

2 見舞金の申請期間については、本要綱施行後、第3条第1号及び第2号に規定する期間の見舞金対象園児を除き、5年間とする。

(見舞金の判定)

第23条 前条の規定により申請があったときは、保育課において、本人確認書類及び在園管理台帳により、見舞金対象園児であるか判定するものとする。

(見舞金の決定)

第24条 市長は、前条により見舞金対象園児と判定した場合は、速やかにアスベスト健康対策見舞金決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

第5章 補則

(対策の見直し)

第25条 保育園におけるアスベスト事案に関し、新たな事実が判明した場合、又は医療技術の進歩により検診手法の見直し等があった場合については、市長は委員会に助言を求め、委員会の検討結果に基づく対策を講じるものとする。なお、対策の見直しにあたっては、園児及びその保護者に対し、周知するとともに、ホームページ等による周知も

行うものとする。

(改正手続)

第26条 市長は、この要綱の改正を行うときは、事前に委員会と協議し、その結果に基づいて改正を行うものとする。ただし、法改正に伴う用語の変更又は組織改正に伴う組織名称の変更に係る改正については、この限りでない。

(事務担当)

第27条 対策の実施に係る事務は、子ども青少年部保育課が行うものとする。

(委任)

第28条 この要綱に定めるもののほか、対策の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年12月21日から施行する。